議案第７４号

瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和８年１１月２５日提出

瀬戸内市長　　黒石　健太郎

【提案理由】

公職選挙法施行令の改正に伴い、瀬戸内市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの公営単価を増額する改正を行うもの。

瀬戸内市条例第　　号

瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

（瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条　瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（令和3年瀬戸内市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

（瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条　瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(令和3年瀬戸内市条例第4号)新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後
（公費の支払） 第4条　市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第5条　第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。	（公費の支払） 第4条　市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第5条　第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

瀬戸内市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第26号)新旧対照表

(第2条関係)

現行	改正後
(公費の支払) 第4条　市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に8万960円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	(公費の支払) 第4条　市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に8万960円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。